

# 名護市教育委員会議事録

会議名	第 370 回名護市教育委員会臨時会		
開催日時	令和 3 年 3 月 2 日 (火) 開会 16:00 閉会 17:20		
開催場所	名護市役所 第 2・3 会議室		
出席者	教育長 岸本 敏 孝 委員 (教育長職務代理者) 大城千代子 委員 照屋 厚 委員 大城 享 委員 宮城 恵次	教育次長 (教)総務課長 (教)総務課技幹 兼学校給食センター所長 学校教育課長 保育・幼稚園課 幼稚園担当主幹 (教)総務課総務係長 教育施設課建設係長	荻堂 盛邦 岸本 尚志 仲田 宏 比嘉 悟 金城 三津代 玉城 利和 岸本 憲知 ほか担当職員
欠席者			

## 1 議案

- 報告第 2 号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設建築工事（博物館棟）請負契約の契約金額を変更する契約に係る専決処分事項の報告について
- 議案第 8 号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設建築工事（博物館棟）請負契約を変更する契約について
- 議案第 9 号 名護市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 10 号 令和 3 年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 11 号 令和 3 年度名護市立幼稚園の休園について
- 議案第 12 号 令和 3 年度県費負担教職員定期人事異動（新規採用・再任用）の内申について ※ 秘密会
- 議案第 13 号 令和 3 年度教育委員会組織編成方針について
- 議案第 14 号 令和 3 年度教育委員会人事異動方針について
- 議案第 15 号 令和 3 年度 4 月定期人事異動について ※ 秘密会

## 2 内容

- ・報告第 2 号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設建築工事（博物館棟）請負契約の契約金額を変更する契約に係る専決処分事項の報告について  
 (教育施設課建設係長より説明)
- 委員：9メートルと10メートルの鋼矢板があって、その先は崖になっているのか。
- 教育施設課建設係長：土が盛っている状態で、山側から土が崩れて来ないように鋼矢板で止めている。安全に作業できるように対策している。
- 委員：鋼矢板の設置は一時的なものなのか。

教育施設課建設係長：仮設として基礎工事が終わり次第埋めていくので、取り除いていく。

委員：その後崩れる心配はないのか。事前に分からなかったのか。

教育施設課建設係長：軟弱な地盤ということで、掘ってみないと分からず、予測できなかった。

委員：お金をかけてやるので、完成して後にやっぱり軟弱でしたというのは良くない。

教育施設課建設係長：それが無いように今後また対策を取っていきたいと思う。

委員：安全のためにこれを残すのではなく、取っても大丈夫ということか。

教育施設課建設係長：戻せば崩れてこないかもしれないが、抜けるかどうか分からない。埋めた後に抜けるかどうかを再度検討して、そのまま設置しないといけないのであればそのような形になる。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第 8 号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設建築工事（博物館棟）請負契約を変更する契約について

(教育施設課建設係長より説明)

委員：先程の報告の中で5ページの④にある埋め戻し土とは関係ないのか。

教育施設課建設係長：④の方で埋め戻しに新たな土が必要になったため、別の場所から持ってくるという内容になっている。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第 9 号 名護市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について

((教)総務課技幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：食数は大丈夫なのか。例えば給食センターの各施設の食数があるが、1つ増えると結構な数になるのではないか。

(教)総務課技幹兼学校給食センター所長：各センターの処理能力があり、例えば名護学校給食センター、名護第2学校給食センター及び羽地学校給食センターについては調理能力として1,500食、屋部学校給食センター及び東江学校給食センターについてはそれぞれ2,000食の調理能力を有している。今回の屋部学校給食センターについては、小学校児童生徒の人数が増えたということもあり2,051食程となっている。今回、屋部学校給食センターの屋部中学校の約300食を移すが、この分と現在の東江学校給食センターの分を足すと、1,500食くらいになるので、まだ余裕がある。

委員：時間的な問題は大丈夫なのか。

(教)総務課技幹兼学校給食センター所長：配送については、約1年かけてそれぞれの給食センターと調整し、東江の方が屋部学校教育センターに配送することに決まった。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第10号 令和3年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

(学校教育課長より説明)

委員：学校保健法に関わるものだと思うが、薬剤師の活用があまり感じられない。現状は

どうなのか。調査をする必要があるのではないか。学校現場にいたときに、薬剤師と関わったイメージがあまりない。学校長に報告するというものがあると思うが、学校医と歯科医については養護教諭から色々資料を貰い検査内容が来るため分かるが、薬剤師については報告書も作成されていないような感じがする。

学校教育課長：学校薬剤師としての職務としては、学校医や歯科医と共に学校保健委員会へ年1～2回参加し、子ども達の健康等について指導助言頂く。また、年1回照度測定及び騒音測定を行っており、その報告が挙がっている。その他、養護教諭から薬に関する質問等があれば相談に乗っていただく。各学校の薬物乱用防止教室においても、薬剤師に相談しながら行っている。

委員：学校保健法があって、各学校に委員会ができていると思うが、学校保健委員会としての活用方法はどうか。

学校教育課長：学校保健委員会では子どもの内科健診や歯の検査データを養護教諭がまとめて、それを中心に子どもの健康状況が問題提起される。そこから専門委員の指導助言を頂いて健康教育に生かしていくという意味ではかなり機能しているのではないかと思う。ただ、薬剤師については、学校の教育環境が中心となる。学校保健委員会の中で、子どもの健康上の実態が把握され専門家による指導を得るということで有効な委員会になっているのではないかと思う。

委員：各学校の保健委員会の学校医、歯科医の出席率は把握しているのか。

学校教育課学務係担当：特に調査はしてない。

委員：とても重要なポジションなので、夜に委員会を持てないときは昼や午前中に会を開催したり、あるいは診療休診日にやるなど色々工夫していると思うが、難しいところがあると思う。できれば出席して頂いて、現状を把握してそれを子ども達に返すことが必要。せっかく作った学校保健委員会が学校だけのものになるとあまり意味がないので、学校医や歯科医が参加することによって充実する。

委員：依頼するときに、厳しい状況にはなっていないか。すんなり受けてもらえるのか。

学校教育課長：スムーズにいつているのではないかと思う。

委員：診療の時間など、病院と調整していると思うが、その時間も惜しいということではなかなかたがらないということを経験したことがあるので、苦労しているところはないのか気になった。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第11号 令和3年度名護市立幼稚園の休園について

(保育・幼稚園課幼稚園担当主幹より説明)

委員：申し込みゼロの幼稚園に関しては、私立幼稚園や保育所が近場にあって、そちらの方に通園するから幼稚園自体に申し込みがないという状況なのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：はい。屋我地幼稚園は近くに聖ルカ保育園、真喜屋幼稚園は銀のすず保育園、稲田幼稚園は近くに伊差川保育園とすだつ羽地保育園があり、羽地幼稚園に通う子もいる。久辺幼稚園については隣にやまびこ久辺保育園がある。

委員：先の見通しとして、ゼロが続くそうなのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：今後の見通しとしては、近くに保育園等があるので、10人以上になることは厳しいのではないかと感じている。方針で示している通り、空き園舎については放課後の子どもの居場所として活用されているが、幼稚園として再開するというのは厳しいのではないかと思う。

委員：幼稚園にあがる子に対して通知を送ると思うが、休園候補の4園の地域に通学区域がある子どもの人数はどの程度いるのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：通知は出していない。今は幼稚園に行く子の割合が25%程度で、少し前までの就園率が80%くらいあったときは全ての対象児に申込用紙と要項を送付していたが、ほとんどの子が保育園から小学校にあがるということで、保育園を通して幼稚園の申し込みについてお知らせしている。また、家庭保育の子もいるため、子育て支援センターやスーパー、小児科などの病院にお知らせのポスターを掲示して周知している。

委員：人数は把握していないのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：今年度については幼稚園ごとの対象人数は把握していない。

委員：対象人数が10人いるのに別のところに行くので休園になるというのと、子ども達が全くいないので休園するというのでは事情が違う。対象人数が10人いる場合は、なぜ幼稚園に来ないのかというのは、市の教育委員会の1つの把握すべき事項ではないか。委員会が幼稚園に来るような方針を出してやるのか、保育園等を利用するように促すのかというような違いが出てくる。人数は把握しておいて、ここに行く訳、ここに来ない訳は把握しておいた方が良い。今後、休園を続けていくのか、毎回ゼロだと5年したら廃園にするのかということも考えられる。屋我地幼稚園は何年も休園していて、園舎も人が入らないと駄目になっていく。休園をして学童として利用していても、10名以上来た場合、学童が出ていくことになるので、将来はどういう形の推移で動いていくのか、学童に譲るのか。今の状態だと園児は戻ってくるのではなく減少が進んでいくのではないか。

委員：今後、幼稚園自体が無くなっていくのではないかと思うと寂しい。去年、東江幼稚園は建て替えられたのに休園となり勿体ない。できれば中長期的なビジョンがないと毎年休園の繰り返しになると思う。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第12号 令和3年度県費負担教職員定期人事異動（新規採用・再任用）の内申について ※ 秘密会

(学校教育課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第13号 令和3年度教育委員会組織編成方針について

((教)総務課長より説明)

委員：最近、男女共同参画の話題がよく挙がるが、各市町村等の女性管理職の割合について、名護市が20%弱で、南風原町が一番高いと新聞に載っていた。女性に門戸を開く、チ

チャンスを与えるというのがまだ足りないのではないか。小学校の場合にも、男女比率が以前は7:3くらいだったものが8:2になって、今は9:1になっている。男性が少ないから女性管理職が出ているだけなのか、女性が躍進をしてきてそれなりの役割を担うことができたからできているのか分からないが、それを編成方針や人事方針には出さないのか。(教)総務課長：各市町村の話を見ると、採用試験をすると女性の受かる割合が高くなっていくという現状があるので、女性管理職の割合も増えていくのではないかとされている。もう少し長い目で見て良いのではないかと思う。名護市でも女性の管理職は増えている。委員：女性の方もある程度下地がないと難しいと思う。女性が多くなったから女性の管理職が多くなるというのであれば、先程の内容と少しニュアンスが違う。今の状態ではなかなか表に出てこようとはしないところがある。小学校でもそうだが、4~5名くらいに教頭をやってほしいとお願いしたが、結構断られたことがある。女性側の考え方の問題もあると思うが、そういう状況をどうしたら作れるか、ほったらかしては無理ではないか。委員：ジェンダーに関する言葉が多々ある世の中で、会社でもそういう取組みをたくさんしている。管理職になりたくないというのは、大変な状況を目の当たりにしているからというものもあると思うが、管理職をフォローする体制や風土ができていない状況が続いているからではないか。可能であればそれを教育委員会から各学校に風土の要請など何かしら文言があれば良いと思う。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第14号 令和3年度教育委員会人事異動方針について

委員：会計年度任用職員制度が始まっていると思うが、職員の声はどうか。前との違いは聞こえるか。

(教)総務課総務係長：給与面についてはアップしている。毎年、給与表に基づいて昇給があるので、これまで以上に待遇面の改善が図られていることから、継続して再度の任用を希望する職員も増えてくるのではないかと考えている。これまでも人材確保が困難な状況だったが、そういった改善の1つになると考えている。

委員：今メリットが挙げられていたが、デメリットはないか。

(教)総務課総務係長：市の財政の圧迫は否めない。勤務時間は7時間45分から7時間へと短くなっているが、給与は上がっている。他の職員の負担感は少し増えているかもしれないが、会計年度任用職員に関してはかなりの処遇改善が図られている。加えて、ボーナスも出るようになった。また、有給休暇についても、年数に応じて加算されるという形で増えている。

委員：学芸員1名、学校司書1名は新規採用する予定なのか。

教育長：令和2年度に実施した令和3年度の職員採用の中で決まった2名。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第15号 令和3年度4月定期人事異動について ※ 秘密会

((教)総務課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第 26 条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 并本敏寿

作成職員 津波みず希